

住みよい 地域づくり

～やさしい環境づくりをめざして～



(会場風景：橋本市教育文化会館4階)

店報

Vol. 2

目次

- 焼却処理方式選定委員会……………2
- 委員会の運営について
・事業概要他の説明(事務局より説明)
・今後の日程及び進め方について
・処理方式について
- 次回開催日程及び会議内容について
- 高野口町で住民説明会を開催……………3
- 高野口町に「広域ごみ対策室」を設置
「ごみ袋へ「3R」を表示
- 広域ごみ処理施設に関するQ&A……………4

「第1回焼却処理方式 選定委員会」を開催

平成17年6月4日(土)、午後2時より橋本市教育文化会館4階第5展示室において、「第1回焼却処理方式選定委員会」を開催しました。

この委員会は、ごみをどのような方式で焼却するかを選ぶ委員会です。

これに先立ち、委員への委嘱状の交付、管理者あいさつ、委員の紹介がありました。

その後、委員長・副委員長の選出を行い、委員長には浦邊真郎氏、副委員長には栗原英隆氏が選出されました。

また、その他の委員の方々も含め、次ページに委員名簿を掲載しています。

橋本周辺広域市町村圏組合

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇一丁目1番6号

TEL.0736-32-7121 39-3091 (介護認定審査会) FAX.0736-32-7129

R100

この広報紙は100%古紙再生紙

●焼却処理方式選定委員会

委員長就任のあいさつの後、委員長が開会宣言を行い、次の内容で、会議が進行しました。

会議内容

委員会の運営について

- 事務局より本委員会設置の趣旨を含め、「焼却処理方式選定委員会条例」及び「同運営規則」について説明。
また、本委員会は、「ごみ処理基本計画等」には関与しない旨、会議録については、要旨にて公開することも併せて説明。
- 会議録署名委員は、橋本市の議員代表・中西健議員、かつらぎ町の住民代表・大宅邦彦氏が委員長より指名されました。
- 事務局よりこれまでの取り組みをふまえながら、近年の社会情勢や制度変更に対応させる方向で進める旨を説明。

事業概要他の説明（事務局より説明）

- 構成市町村のごみ処理施設の現状について。
- 前回策定されたごみ処理基本計画におけるごみ処理施設概要について。
- 広域組合が取り扱うごみの分別区分について。

今後の日程及び進め方について

- 第2回委員会は、7月初旬に開催予定。今回を含め、計6回の委員会を開催する予定。
- なお、委員には、事前に知識を深めていただくため、勉強会を開催します。

焼却処理方式選定委員会委員名簿

(平成17年6月20日現在)

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	うら べ しん ろう 浦 邊 真 郎	福岡大学大学院工学 研究科客員教授
	くり はら ひで たか 栗 原 英 隆	(社)全国都市清掃会議 技術部長
住民代表	うえ の しげる 上 野 茂	橋本市在住
	おお たく くに ひこ 大 宅 邦 彦	かつらぎ町在住
	おお や やす ひろ 大 矢 泰 弘	高野口町在住
	はぎま てる よし 碓 照 義	高野口町在住
構成市長村長	い の うえ てつ お 井ノ上 哲 男	九度山町在住
	にし もと のり しげ 西 本 憲 茂	高野町在住
	きの した よし ゆき 木 下 善 之	橋本市長
	やま もと しげ あき 山 本 恵 章	かつらぎ町長
組合議会議員代表	つじ もと ひと し 辻 本 仁 至	高野口町長
	おく の つね たろう 奥 野 恒太郎	九度山町長
	ご 後 藤 太 栄	高野町長
	きた うら りょう ぞう 北 浦 亮 三	花園村長
組合議会議員	なか にし たけし 健	橋本市議会議員
	まえ だ よし あき 前 田 佳 昭	かつらぎ町議会議員
	いの うえ かつ ひこ 井 上 勝 彦	高野口町議会議員
	いわ た みゆる 稔	九度山町議会議員
	みや ぐち のり み 宮 口 伯 美	高野町議会議員
	にし くぼ ただ お 夫	花園村議会議員

処理方式について

- 事務局より焼却方式(熔融を含む)、炭化方式などさまざまな可燃ごみの処理方式について、それぞれの利点と課題を説明、さらに安全性、信頼性、経済性の各事項について、比較・検討した内容を説明し、現状では、焼却処理することが最も適していると、改めて確認されました。
- ごみ焼却施設建設のコンセプト(力点)として、事務局より説明し、了承を得ました。
 - ①「人と環境に優しい安心、安全な施設づくり」
 - ②「地域住民にとって安心でき、かつ良い関係が持てること」
 - ③「経済性」

次回開催日程及び会議内容について

- 次回開催日時は、7月の第2週の平日の夕方を予定。
- 次回の予定会議内容は、次のとおり。
 - ①前回会議録の確認
 - ②当組合と同規模の焼却施設の最近の整備状況
 - ③調査先の選定
 - ④メーカーへの調査票の提示と説明
 - ⑤現地視察
 - ⑥その他



(会場風景：高野口町産業文化会館大ホール)

● 高野口町で住民説明会を開催

平成17年5月28日(土)・午後2時より高野口町産業文化会館大ホールにおいて、橋本周辺広域市町村圏組合並びに高野口町主催による広域ごみ処理施設に係る住民説明会を開催いたしました。

当日は、約350人の方々が来られ、管理者あいさつ、辻本町長からの現在に至るまでの経緯、事務局からの現在の取り組み、今後の取り組みの順に説明を行いました。

その後、質疑応答に入り、会場に来られた方々から質問・意見等があり、閉会予定時刻を大幅に超え、活発な論議を交わしました。

なお、皆様方からいただいた貴重なご意見を今後の事業計画にできるだけ生かしていきたいと考えております。

● 高野口町に「広域ごみ対策室」を設置

平成17年4月1日付けで、高野口町に「広域ごみ対策室」が新設されました。

当室は、人員4名で、広域ごみ処理施設建設の推進のために地元調整や周辺整備事業などさまざまな業務を担当します。

● ごみ袋へ「3R」を表示

橋本市では、循環型社会形成の取り組みの一環として、平成17年6月から市指定の可燃ごみ袋を利用してリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の「3R」運動を推進しています。



循環型社会形成をめざして
3Rを推進しましょう。
3Rとは、Reduce (発生抑制)
Reuse (再使用)
Recycle (再生利用)

各市町村の生ごみ処理機器購入補助金制度等 (平成17年6月現在)

市町村名	コンポスト		電気式処理機
	補助金	斡旋価格	補助金
橋本市		屋内用 1,600円	処理機器購入額の1/2 限度額30,000円(1世帯1台)
		屋外用 2,300円	
かつらぎ町	限度額3,000円 (1世帯1台)		処理機器購入額の1/2 限度額30,000円(1世帯1台)
高野口町			処理機器購入額の1/2 限度額15,000円(1世帯1台)
花園村	購入額の1/2 限度額4,000円		処理機器購入額の1/2 限度額15,000円

各市町村の生ごみ処理機器補助金制度等による購入数 (平成17年6月現在)

市町村名	種類	購入台数
橋本市	コンポスト	5,678
	電気式	759
かつらぎ町	コンポスト	18
	電気式	61
高野口町	コンポスト	
	電気式	72
花園村	コンポスト	9
	電気式	18

● 広域ごみ処理施設に関するQ&A

Q

循環型社会って何ですか？



A

ものを大切に使い、何よりも「ごみを出さない」こと、出したごみは、「できるだけ資源として使う」こと、どうしても使えないごみは「きちんと処分する」ことにより、物の限りある資源を大切に使う、環境にやさしい社会のことです。

21世紀をこのような「循環型社会」にするために、平成12年5月、「循環型社会形成推進基本法」という法律が制定されました。

この法律では、ごみの処理やリサイクルの取り組みの「優先順位」が初めて法律で定められました。

「優先順位」は次のとおりです。

1番目—出てくるごみをできるだけ減らす。(リデュース=発生抑制)、2番目—不要になったものは、できるだけくり返し使う。(リユース=再使用)、3番目—くり返して使えないものは、資源としてリサイクルする。(リサイクル=再生利用)、お気づきでしょうか？ リサイクルが必ずしもベストではないのです。リサイクルよりも優先されるリデュース、リユース、この3つのRが、これからの循環型社会を考えるキーワードとなります。

Q

容器包装リサイクル法とは、何ですか？

A

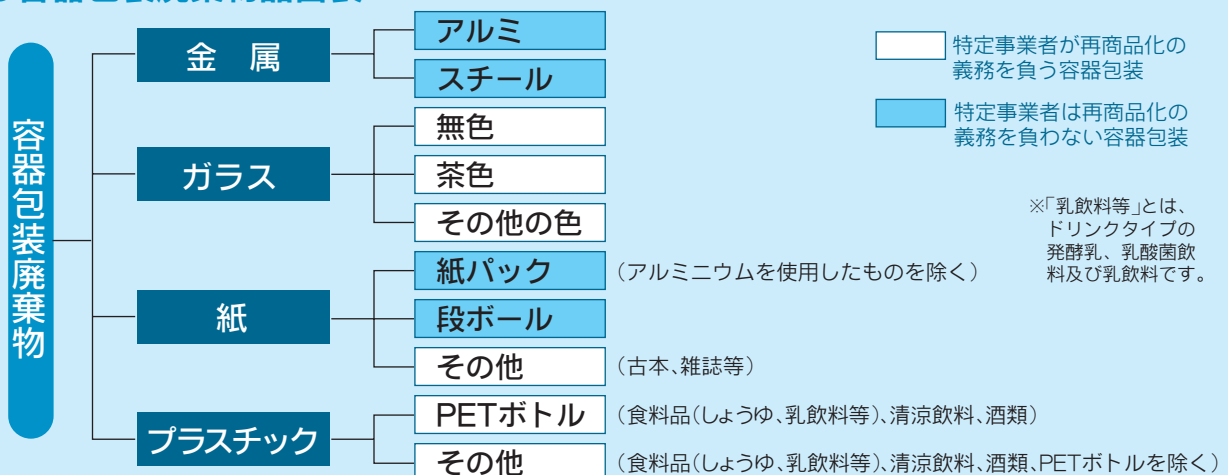
容器包装リサイクル法とは、略称「容リ法」と呼ばれ、平成7年6月、循環型の新しいリサイクル社会の構築をめざすため、制定され、平成12年4月より完全施行されています。

同法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」であり、商品を消費したり、商品と分離した場合に不要となるものです。

この法律の「容器包装」に該当すると、基本的には消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルを行う義務対象となります。

次に関係する品目を表にまとめました。

○ 容器包装廃棄物品目表



また、リサイクル義務対象の「容器包装」には次のとおり識別表示が義務化されています。



(紙製容器包装)



(飲料・酒類・しょうゆ用のペットボトル)



(プラスチック製容器包装)